

平成 2 1 年度 実施事業	<b>事務事業名</b> 消費者行政推進事業
-------------------	------------------------

区分	番号	名 称
章	2	自然とともに暮らすまち
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり
施策	4	安全な消費生活の確保
小分類	1	消費者対策の充実
主要な施策	1	消費者意識の啓発及び学習機会の充実
事務事業番号	001	事務事業コード 23411001 事業開始年度 平成 - 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	消費者行政推進経費
------	------	------------	-----------

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービスG
-----	-------	-------	---------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

対象	(何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください) 市民									
手 段 ( 事 業 の 内 容 ・ 活 動 )	(目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活の啓発</li> <li>・消費生活相談員の設置</li> <li>・消費生活相談の実施</li> <li>・登別消費者協会への委託内容             <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>物価調査(月1回)</td> <td>委託料年額</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>商品試買量目調査(年2回)</td> <td>委託料年額</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談業務</td> <td>委託料年額</td> <td>100,000円</td> </tr> </table> </li> </ul>	物価調査(月1回)	委託料年額	50,000円	商品試買量目調査(年2回)	委託料年額	50,000円	消費生活相談業務	委託料年額	100,000円
物価調査(月1回)	委託料年額	50,000円								
商品試買量目調査(年2回)	委託料年額	50,000円								
消費生活相談業務	委託料年額	100,000円								
目 指 す 姿 ( 成 果 )	(事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください) 市民の消費生活上で利益の擁護・推進と消費者としての権利を確保し、市民生活の安定と向上に資する。									
根 拠 法 令 等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください) 消費者基本法 登別市消費生活条例									

指標の推移

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
成果 指標	消費生活相談のうち問題を解決した件数 (年度ベース)	件	目標値	300	300	300	300	300
			実績値	157				
	いわゆる悪質商法等に巻き込まれたもの の相談により被害を免れた金額	千円	目標値	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
			実績値	4,177				

事業費の推移

区 分			単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業 の 財 源 内 訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	283	281	281	281	281	843
合 計				283	281	281	281	281	843
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	3,450	3,615			
			嘱 託 員	千円	2,127	2,336			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		5,577	5,951			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後市が事業 主体として実施 していくことは 妥当ですか？	→	妥当である  妥当ではない	→ 妥当である理 由、妥当では ない理由は何で すか？  (根拠法令) 消費者基本法
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっ ていますか？	→	成果があがっている  どちらかといえばあ がっている  成果があがらない	→ 成果があがっ ている理由、あ がらない理由は なんですか？  消費生活相談を通じ、市民の消費生活の安定や 向上を確保しており、成果があると考えます。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上さ せることはでき ますか？	→	大きく向上させるこ とができる  少し向上させるこ とができる  向上させることは できない	→ どのよう にして 向上させま すか？ 向上させるこ とができない理 由は何ですか？  啓発活動等を充実し広く市民に周知・浸透させ ることにより、消費者問題に悩むより多くの市 民を救済することが可能である。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさ ずにコスト(予算 や人工、所要時 間)を削減する ことはできま すか？	→	削減できる  削減できない	→ どのよう な方法 でコストを削 減しますか？ 削減できない理 由は何です か？  現在、市の消費生活相談窓口では、相談員1人 で相談に対応していることから、現状の成果を 落とさずにコストを削減することは難しい。

担当グループによる評価

維持	左記の評価 を選択した 具体的な理 由(根拠)	近年、振り込め詐欺・架空請求等の被害は減少してきたが、高齢者を狙った次々販売の被害が増加傾向にあり、景気の長引く低迷から多重債務等の専門性が必要となる相談も増加している。また、SF商法(催眠商法)等、行政として介入すべき案件も多いことから、消費生活相談事業の継続が妥当であると判断する。
----	----------------------------------	---

総合的な評価(当該事務事業の方向性)

維持	備考
----	----

評価の種類

- 拡大(事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力で推進する事務事業)
- 維持(現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業)
- 改善(現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業)
- 休止(暫定的に休止する事務事業)
- 終了(当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業)
- 廃止(当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業)